平成２２年（フ）第５２６号
山梨県韮崎市清哲町青木1502番地３
債務者　天野　清廣
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
山梨県笛吹市一宮町田中1279番地１　パレスイイジマ603
債務者　山本　芳乃
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
山梨県甲府市東光寺２丁目14番５号尾澤方
債務者　齊藤　純子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
山梨県甲府市幸町28番17号
債務者　樋川　晃子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
山梨県甲斐市万才497番地３
債務者　依田　敏男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
山梨県南アルプス市古市場801番地１
債務者　和田　　徹
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６３号
山梨県甲府市大手１丁目４番10号コーポ林103
債務者　児玉　　聡
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
山梨県甲斐市富竹新田2357―10望月修次方、住民票上の住所山梨県甲斐市竜王3137番地４
債務者　小池しのぶ
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
長野市吉田４丁目２番13号
債務者　近藤　正司
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
長野県須坂市大字小山270番地、前住所長野県上高井郡高山村大字高井3028番地
債務者　小出　聡子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
長野県千曲市大字八幡2301番地６
債務者　倉島　一彦
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１３４号
三重県伊賀市柏尾770番地
債務者　澤田　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３７２号
三重県四日市市泊山崎町１番25号
債務者　谷　　式美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
三重県いなべ市員弁町大泉1264、住民票上の住所三重県鈴鹿市若松中２丁目８番35号
債務者　野村　睦子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
三重県四日市市室山町1544番地１
債務者　安田　悠里
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
三重県いなべ市大安町丹生川上250番地12
債務者　伊藤　義広
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
三重県四日市市楠町南五味塚202番地１
フォーブル幸202号室
債務者　松井　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係